



日常に潜む落とし穴

法テラス八雲法律事務所 弁護士 坪井 清隆
(函館弁護士会所属)



■八雲に着任してから、精力的でとても優秀な個人事業主や経営者の方によくさん出会いました。事業が順調に進んでいても、思わぬところに落とし穴があったりします。そんな、「日常に潜む落とし穴」について、最近多いものを2つご紹介したいと思います。

■まず、著作権がらみのものです。インターネット上に存在している写真や画像には、著作権が存在しているものがあります。これらの画像などを著作権者の承諾なく使用してしまうと、著作権侵害で損害賠償を請求されてしまう可能性があります。業者の中には、インターネット上に著作権のある画像を大量に流して利用しやすい状況を作り出し、使用者に賠償を請求するということを意図的に行っているところもありますので、注意が必要です。

■次に、求人広告の問題です。「無料で求人広告を載せますよ」と持ち掛けておいて、あとになって「無料期間はすでに過ぎました」といって多額の広告費を請求するという事案です。この手口は日進月歩という感じで巧妙化していて、弁護士も対応に苦慮する場合があります。もちろん無料キャンペーンを展開している業者がすべて悪質なわけではありませんので、申し込みの段階で、無料期間がいつまでなのか、期間の更新はどのような手続きになっているのかをきちんと確認し、またその内容を書面に残すようにすることが大切です。

■弁護士の仕事は、調停や訴訟ばかりでなく、紛争を事前に防ぐ、いわゆる「予防法務」も大切だと思っています。トラブルになってからだけでなく、トラブルになる前にも弁護士に相談できることを、知っていただければ幸いです。

■当事務所では、各種法律相談を受け付けています。一定の資力要件を満たす方は、3回まで無料の法律相談をすることもできます。少しでも気になることがございましたら、お気軽にぜひ「法テラス八雲法律事務所」(☎050-3383-8366)まで相談予約の電話をお寄せください。また、「法テラス江差法律事務所」(☎050-3383-5563)でも、ご相談を承っていますのであわせてご利用ください。

八雲警察署からお知らせ

安全安心なまちづくりの日および全国地域安全運動の実施 ～みんなで築こう、安全で安心な大地～

人と人の絆を強めるとともに、防犯意識を高め、犯罪のない安心して暮らせる北海道を目指しましょう。

◎安全安心なまちづくりの日

10月11日(金)

◎地域安全運動

【運動期間】10月11日(金)～20日(日)

【重点運動】

①子どもと女性の犯罪被害防止

ジョギング、買物、犬の散歩中、業務中にも子どもの安全に目を向けて「ながら見守り活動」を行い、みんなで子どもを守りましょう。

イヤホンで音楽を聴いたり、スマートフォンを操作しながらなどの「ながら歩き」は、周りの音や人に気づきにくいのでやめましょう。

②特殊詐欺の被害防止

相談相手はあなたのすぐそばにいます。

お金を振り込む、手渡す、送る、その前に相談を！



【問い合わせ先】 函館方面八雲警察署 ☎0137-64-2110